



東京タクシー防犯協力会
第344号 令和7年6月13日

事案情報

詐欺行為と思われる事案の発生について

この度、複数の会員事業者からの情報提供により、新宿区歌舞伎町及び渋谷周辺においてタクシー乗務員から現金を借りようとする事案が多数発生していることが分かりました。

今後、同一人物による同様の事案が発生するおそれもありますので、本事案の概要及び寸借詐欺への対処法について周知を徹底されるようお願いいたします。

なお、当協力会作成のDVD「2023年改定版 タクシー乗務員が遭遇する犯罪への対処法」において、寸借詐欺への対処法を収録していますので、ご活用下さい。

人物の特徴

男性、30代くらい、小太り、短髪、「おきやま たかひろ」と名乗り、歌舞伎町のキャバクラで店員をしていると話す。

事案の概要

令和7年6月5日午前8時24分頃、新宿区歌舞伎町2丁目にて男性が1名乗車。

乗車してすぐ、「前に乗ったタクシーに荷物を置いてきてしまい手元に何も無い、携帯も電池が切れている。助けてほしい。」「タワマンに住んでいるが、鍵もなく今日は管理人もいない日なので帰れない。」「とりあえずホテルに行って欲しい。」「夕方には兄が50万円を持ってくるが今手持ちがないので10万円貸してほしい。」「お礼として上乘せして必ず返すから口座を教えてほしい。この前も貸してくれた運転手に倍にして返した。」「会社には話す必要はない」「連絡先としてLINE教えるから。」といった内容を乗務員へ矢継ぎ早に話続けた。

その後、歌舞伎町内のホテルの前に移動し、とりあえずホテル代を貸してほしいと言われ、男性に11,000円を渡してしまい、メーター料金を払わず降車したもの。
(その後、お金は男から返却された)

他に同一人物による同様の手口による事案が3件確認されており、その内1件はお金を渡すが、後日返却されたとのこと。

寸借詐欺への対処法

- 現金は絶対に貸さない。
- 旅客から寸借や両替の求めがあっても応じる必要はなく、会社・協同組合等の規定で禁止されている等説明し、丁重にお断りする。
- やむを得ず両替に応じる場合は、運賃の精算時において、必ずその場で現金引き換えにする。
- 寸借や両替に応じないことにより、脅迫的な言動を受けたり、身に危険が及ぶような場合は防犯灯を点滅させ、身の安全を確保した上で110番通報する。
- 被害の拡大を防ぐためにも同様の被害に遭遇している場合は、面倒でも会社・協同組合等に必ず報告する。
また、金銭的な被害(運賃の不払い、貸したお金を返さない等)がある場合は、警察に被害を届け出る。
- ドライブレコーダーの映像は被害届を出す際に重要な証拠となるため、必ず保存する。
- 防犯協力会作成の防犯教養DVD「2023年改訂版 タクシー乗務員が遭遇する犯罪への対処法」を活用し、寸借詐欺への対処法を確認しておく。

同様の被害に遭われている場合は、当協力会事務局に情報提供していただければ、その内容を会員各位に迅速に通知し、被害の拡大防止を図りますので、別添「防犯連絡通報票」によりご連絡下さい。